

# 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への影響 に係る緊急調査について (セーフティネット保証5号関連)

令和2年2月21日

中小企業庁 金融課

## 1. 概要

今般の新型コロナウイルス感染症発生に伴い、中小企業者の資金繰りに大きな影響が出ることが懸念されていることから、今般全ての業種を対象に、緊急的な業況調査を行うことといたします。

本調査の結果に応じ、現在（令和2年1月～3月）の指定業種への追加及び令和2年4～6月期の対象業種への指定を検討することといたします。

なお、当庁が設置要請した相談窓口実績を確認した結果、現下では旅館・ホテル業等の観光関連業種への影響が特に大きいことから、先ず3月中に観光関連業種の追加を想定しており、その後全体の影響を踏まえつつ4月の更新時にはより幅広い業種を追加していく予定です。

**(※) 緊急的な業況調査及び業種指定が必要と判断される場合に、以下の調査方法に従って調査票の作成、提出をお願いいたします。**

## 2. 調査方法

### ①調査票の提出

- 影響を受けている業種、現状及びその理由、業況等の記載
- ・別紙に業種名、現状及びその理由、業況等を記載してください。

(留意点)

売上高等の期間については、令和元年12月～令和2年2月及び平成30年12月～平成31年2月の期間における売上高、販売数量等を記載してください。

※令和2年1月、2月の売上高等は実績を踏まえた推計・推測でも結構です。

### ②提出期限

- ・一次：令和2年2月28日（金） 18：00
- ・二次：令和2年3月 9日（月） 18：00

(※)

- ・2月27日（木）の一次期限においては、重大な影響が現に顕在化している観光関連業種に係る提出を想定しております。
- ・3月9日（月）の二次期限においては、その他の業種においても、新型コロナウイルス感染症の影響で現下の業況が悪化していると判断される業種を、令和2年4～6月期において指定することを想定しておりますので、2. ①の調査票を提出期限厳守でご提出ください。

## 3. 留意点

本調査は現在別途行っている、定例調査（提出期限：令和2年2月21日）とは別に、緊急的・特例的に行うものです。

以 上